

4月からはじまる パートナーシップ宣誓制度

問 福祉介護課
☎ 84-0316

詳細は
コチラ▶ 

パートナーシップ宣誓制度とは

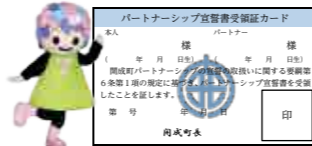
戸籍上の性別などが理由で婚姻関係を結ばない・結ばないパートナー同士を、**双方の宣誓に基づいて町が「人生のパートナー」として認める制度**です。
法律上の婚姻のような法的効力はありませんが、多様な家族のあり方を認め合う地域社会の実現へ向けた第一歩です。

対象者

- ・双方が成年に達していること
- ・町内同一住所に居住していること
※転入予定の場合は町外も可
- ・双方に配偶者がなく、他にパートナーシップの関係がないこと
- ・双方の関係が近親者でないこと

必要書類

- ・現住所確認書類(住民票の写し等)
- ・戸籍抄本または独身証明書
- ・本人確認書類(マイナンバーカード等)



宣誓

二人そろって来庁し、「互いが人生のパートナーとして、日常生活において協力し合う」ことを宣誓(要予約)



パートナーシップ宣誓書
受領証・受領証カード
の交付

結婚との違いは何？

結婚は法律に基づく行為で、婚姻・親族関係・相続・税金の控除などの法的な効力が発生するのに対し、**パートナーシップ宣誓制度に法的な効力はありません。**
二人の関係を町が認めることで、多様性への理解が広がり、誰もが自分らしく暮らせる社会へ前進することを期待して定めるものです。

他の自治体の状況は？

東京都渋谷区から始まったパートナーシップ宣誓制度は、令和4年1月時点で、**全国 147 自治体**(全国の人口カバー率：43.8%)※にまで広がっています。
足柄上地区1市5町では、カップルが転出入した場合に、再度宣誓することなく制度を継続利用できる相互協定を締結する予定です。


同性カップルだけが対象？

双方の戸籍上の性別は関係なく、**異性同士のカップルでも制度を利用することができます。**
ただし、原則として同居(または同居予定)をしているカップルのみが対象で、「経済的、物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した対等な2人の関係」を認める制度です。

制度の活用事例

パートナーシップの関係を家族としてみなし、サービス適用する事例が少しずつ増えています。



-  行政手続きで家族としての代理申請
-  携帯電話などの家族割引の適用
-  医療機関での家族としての面会
-  生命保険の受取人の指定

大切に使おう みんなの公園

問 街づくり推進課
☎ 84-0325




ポイ捨て
美観を損ねるだけでなく、たばこのポイ捨ては火災の原因になり危険。

バイクの乗入れ
接触事故の危険に加え、騒音による迷惑になります。

破壊行為
過去には照明灯のカバーや手すりなどが壊されたことも。

誰もが楽しく過ごせる場所
町では、子どもからお年寄りまで、誰もが楽しく安心して過ごせる場所として、また、地域住民の交流や災害時の避難場所として公園を整備しています。各地域の公園については、町ホームページでご覧いただけます。

みんなで公園を守る
残念ながら、昨年、公園内のトイレに設置している鏡が壊される被害がありました。このような場合、町では松田警察署へ被害届を提出し、重点的なパトロールを依頼しています。
また、公園内でのごみやたばこのポイ捨ても多く見受けられます。ごみは各自で持ち帰りましょう。
公園の利用にあたっては、ルールやマナーを守り、安全・安心な公園の利用をお願いします。

▼町HP 


いたずら・迷惑行為を見つけたら

街づくり推進課 84-0321
松田警察署 82-0110



公園・道路緑地ボランティア募集中

公園などへの愛着や環境美化意識を高めるため、公園・道路緑地ボランティア制度を設けています。現在、29の団体と個人が除草作業などの活動を行っています。

 私は宮台ポケットパークを担当していて、主に剪定や草むしりを年に4、5回と、普段はごみ拾いなどを行っています。公園の利用者が多い季節は、ポイ捨ても多くなります。誰でも気軽に来て、安らげるような公園にするため、きれいに利用しましょう。

公園ボランティア **橋本 健**さん(宮台)